

○津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示甲第12号の5

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、本市に移住しようとする者（以下「移住予定者」という。）に対して、市内に移住するために必要な費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、津久見市補助金等交付規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「移住」とは、市外の市区町村から本市へ生活の拠点を移すとともに転入することをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及び津久見市内に居住していた者が大学等へ進学して卒業後、直ちに津久見市に転入する場合、その他これらに類する転入は、除く。
- (2) 「転入」とは、市外の市区町村から本市へ住所を移し、定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に、住所を定めた日として記録をなされること。）をいう。

- (3) 「定住」とは、転入するとともに、将来にわたって市内に5年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (4) 「移住応援給付金」とは、引越や移住後の生活環境を整備するために必要な物品を購入する経費に充当するための一括給付金のことをいう。
- (5) 「子」とは、当該補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者とする。
- (6) 「若年者」とは、申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳以上40歳未満の者とする。
- (7) 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
(補助対象者)

第3条 この補助の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、津久見市新築奨励・市内消費喚起事業実施要綱（平成27年告示甲第9号）による助成及び津久見市新婚世帯・子育て家賃等補助金交付要綱（平成27年告示甲第10号）による補助金並びに津久見市移住支援事業補助金交付要綱（令和5年告示第18号の10）による補助金のいずれかの交付を受けている場合を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有していない移住予定者又は移住している者のうち、申請時において転入後1年を経過していないことを確認できる者（以下「移住者等」という。）かつ転入の日から起算して前1年間に市内に住所を有していない者。ただし、研修又は

活動の後に定住が見込まれる「ファーマーズスクール」や「地域おこし協力隊」等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外する。

- (2) 移住者等が申請日において、65歳未満の者であること。
- (3) 転勤、出向等職務又は大学進学等による一時的な転入でないことを確認できること。
- (4) 移住者等が定住を誓約できる者であることを確認できること。
- (5) 移住者等が本市への移住後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- (6) 移住者等と同一の世帯を構成する世帯員（以下「移住世帯員」という。）全員が、市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していること。
- (7) 移住世帯員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。
- (8) 移住世帯員全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを確認できること。
- (9) 補助金を交付するに当たり、市が必要に応じて関係機関に照会することについて承諾すること。

(10) その他市長が交付対象者として不適当と認める者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、本事業以外に、国や地方公共団体からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

事業区分	補助対象者	給付基本額	地域区分	加算
世帯移住応援給付	移住を完了した者	20万円／世帯	県外からの移住	<ul style="list-style-type: none">・子育て加算 18歳未満の世帯員がいる世帯 加算額：10万円／人 (上限20万円)・若年者加算 18歳以上39歳以下の世帯員がいる世帯 加算額：10万円／世帯 <p>*子育て加算と若年者加算は併用不可</p>
世帯移住応援給付	移住を完了した者	20万円／世帯	県内からの移住	<ul style="list-style-type: none">・子育て加算 18歳未満の世帯員がいる世帯

			加算額：10万円／世 帯
--	--	--	-----------------

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする移住者等（以下「申請者」という。）は、津久見市移住応援給付事業補助金交付申請書（第1号様式）、津久見移住応援給付事業補助金補助事業実施計画書（第2号様式）及び誓約書兼承諾書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移住世帯員全員分の住民票の写し又は戸籍の附票等、津久見市に1年以上住んでいないことを証する書類
 - (2) 移住世帯員全員についての市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していることを証する書類
 - (3) 転入後、移住世帯員全員の住民票の写し
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助条件)

第6条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請は、移住日から起算して1年を経過していないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、津久見市移住応援給付事業補助金補助事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、津久見市移住応援給付事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(5) この補助金に係る証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 前項第2号に規定する市長の定める軽微な変更の範囲とは、補助金の額に変更を及ぼさない変更とする。

3 市長は、第1項第2号又は第3号の規定による申請があった場合において必要があるときは、申請事項について指示することができる。また、交付決定の内容を変更又は取り消したときは、津久見市移住応援給付事業補助金変更・取消決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 市長は、第5条の規定による申請を審査し、補助金の交付を適當と決定したときは、津久見市移住応援給付事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、津久見市移住応援給付事業補助金交

付請求書（第8号様式）及び補助金の交付決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者が指定する金融機関に振込みの方法により速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が第3条に規定する要件を欠いたとき、又は偽りその他不正の手段によって、補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、次に掲げる各号の規定により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるとき、又は市長が特別に認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって、補助金の交付を受けたときは全額
 - (2) 申請日から3年未満に市外へ転出した場合については全額
 - (3) 申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合については半額
- 2 市長は前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、津久見市移住応援給付事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定者に対し、津久見市移住応援給付事業

補助金返還通知書（第10号様式）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 津久見市移住者居住支援事業補助金交付要綱（平成27年告示甲第8号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月31日告示甲第18号の6）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示甲第18—11号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示甲第14号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金交付申請書

年　月　日

津久見市長様

(申請者) 〒　　—

住 所

氏 名

印

電話番号　—　—

津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額　_____円

転入日　年　月　日

添付書類

- (1) 津久見市移住応援給付事業補助金実施計画書(第2号様式)
- (2) 誓約書兼承諾書(第3号様式)
- (3) 移住予定者の住民票の写し(同一の世帯を構成する世帯員全員分)、戸籍の附票、又は津久見市に1年以上住んでいないことを証する書類
- (4) 同一の世帯を構成する世帯員全員についての市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

津久見市移住応援給付事業補助事業実施計画書

1 申請者

前 住 所					
新 住 所	大分県津久見市				
転 入 日	年 月 日				
支給者区分 (○で囲む)	県外からの 移住	世帯 200,000 円	子育て加算	・1人 100,000 円 ・2人以上 200,000 円	
	県内からの 移住	世帯 200,000 円	若年者加算	世帯：100,000 円	

2 移住予定者（移住後、同一の世帯を構成する世帯員）

氏 名	続柄	年齢	性別	勤務先等
			男・女	移住前
				移住後
			男・女	移住前
				移住後
			男・女	移住前
				移住後
			男・女	移住前
				移住後
			男・女	移住前
				移住後

第3号様式（第5条関係）

誓約書兼承諾書

誓約要件

- (1) 移住者が市内に住所を有していない者で、市外に1年以上居住している者であること。
- (2) 移住者が申請日において、満65歳未満の者であること。
- (3) 転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないこと。
- (4) 移住者が定住を誓約できる者であること。
- (5) 移住者が本市への移住後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- (6) 補助金申請者と同一の世帯を構成する世帯員全員が、市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していること。
- (7) 補助金申請者の属する世帯を構成する世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。
- (8) 移住者が、大学等へ進学し卒業後直ちに津久見市に居住している3親等以内の親族等と同居して生活を共にする者でないこと。
- (9) 移住者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (10) 本補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳の記録及び納税状況等個人情報等に関し、市長が関係機関に照会し、調査することに同意します。
- (11) 他市において、移住応援給付金及び大分県移住支援金の交付を受けていないこと。
- (12) 要綱第10条に該当した場合、速やかに補助金を返還すること。

承諾要件

- (1) 誓約要件(6)について、市が市区町村税の滞納の有無に関する情報を照会・確認すること。
- (2) 誓約要件(9)について、市が必要な場合には、大分県警察本部、その他関係機関に照会すること。

上記の誓約要件及び承諾要件の□に「レ」を入れたものについては、誓約及び承諾します。

年　　月　　日
住 所

氏 名

印

第4号様式（第6条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金補助事業変更承認申請書

年　月　日

津久見市長様

(申請者) 〒　　—

住 所

氏 名

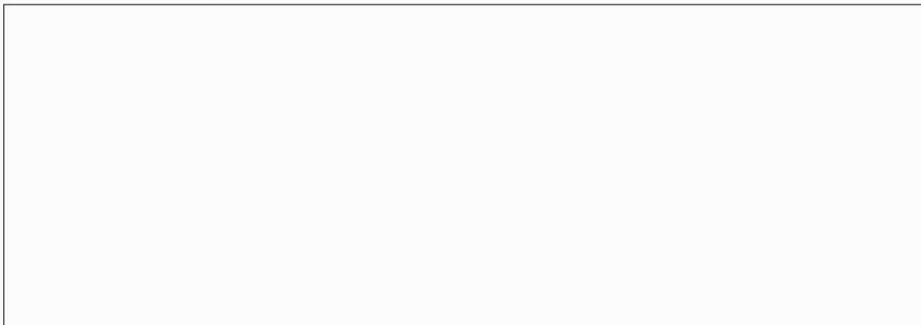
印

電話番号　—　—

年　月　日付け、　　第　　号で交付決定通知のあった津久見市
移住応援給付事業補助金について、下記理由により通知を受けた内容を変更したいので承
認されるよう、津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定によ
り申請します。

記

変更の理由及び内容等



第5号様式（第6条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日

津久見市長様

(申請者) 〒　　—

住 所

氏 名

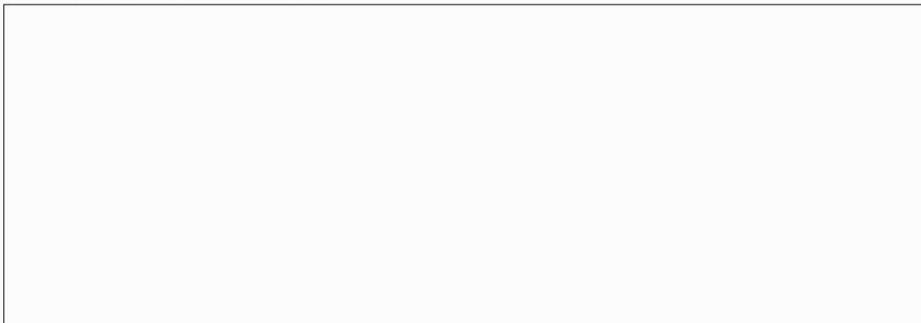
印

電話番号　—　—

年　月　日付け、　　第　　号で交付決定通知のあった津久見市
移住応援給付事業補助金について、下記理由により通知を受けた補助事業を中止（廃止）
したいので承認されるよう、津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱第6条第1項第3
号の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由及び内容等



第6号様式（第6条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金変更・取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

津久見市長 印

年 月 日付けで（変更・中止）承認申請のあった津久見市移住応援給付事業補助金については、下記のとおり決定したので、津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

承認申請に対する決定事項 変更承認 ・ 決定取り消し

交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

支給者区分	給付額	補助金の額
世帯移住応援給付金	移住を完了した者	20万円/世帯 円
	子育て加算	10万円/人 ※県内：上限10万円 ※県外：上限20万円 円
	若年者加算	10万円/世帯 ※県外のみ 円
合 計		円

※ 子育て加算と若年者加算は併用不可

第7号様式（第7条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

津久見市長 印

年 月 日付けで申請のあった津久見市移住応援給付事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、津久見市移住応援給付事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

支給者区分	給付額	補助金の額
世帯移住応援給付金	移住を完了した者	20万円/世帯 円
	子育て加算	10万円/人 ※県内：上限10万円 ※県外：上限20万円 円
	若年者加算	10万円/世帯 ※県外のみ 円
合 計		円

※ 子育て加算と若年者加算は併用不可

第8号様式（第8条関係）

津久見市移住応援給付事業補助金交付請求書

年　月　日

津久見市長様

(申請者) 〒　—

住 所

氏 名

印

電話番号　—　—

年　月　日付け、　　第　　号で額の確定通知のあった津久見市
移住応援給付事業補助金について、補助金を交付されるよう、津久見市移住応援給付事業
補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

請 求 額　　金　　円

振込口座

金融機関名	労金 銀行	支店
	信金 信組	
	農協 その他	
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

【添付書類】

- ・津久見市移住応援給付事業補助金の額の確定通知書の写し

第9号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

津久見市長 ㊞

津久見市移住応援給付事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした津久見市移住応援
給付事業補助金（全部・一部）を次のとおり取消します。

なお、取消後の確定額は下記のとおりです。

1. 交付決定額の取消額

交付決定額	円
今回取消額	円
更正後の決定額	円
更正後の補助金の確定額	円

2. 取消しをする理由

第 10 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

津久見市長 ㊞

津久見市移住応援給付事業補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号により取消した津久見市移住応援給付事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

交付の決定を取消す理由	
取消しが確定した日	年 月 日
返還金の額	円
返納期限	年 月 日
返納方法	別紙納入通知書による

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第8条関係）

第9号様式（第10条関係）

第10号様式（第10条関係）